

## 各種保険 退職時の手続き

在職中に、給与や賞与から引き去りをしている生命保険・損害保険は、退職に伴い保険料の支払方法や場合により取扱窓口が変わりますので、必要な手続きをしてください。

定年退職を含み 55 歳以上で年度末に退職を迎えられる方については、1 月下旬の「あじさいセミナー60」資料を確認いただき、提出締切日までに共助組合へ提出してください。

55 歳未満で年度末に退職を予定されている方は、共助組合まで連絡をください。書類を送付します。

共助保険				
種類	退職後の取り扱い	継続の場合の有効期限	継続の手続き	保険料の支払い
公務員賠償責任保険 (あいおいニッセイ同和損害保険株式会社)	希望により「継続」または「解約(脱退)」※手続きがない場合は、「解約(脱退)」となります。解約の場合は、損害賠償請求期間延長特約は適用されません。	令和 6 年 10 月 1 日まで ※退職時に残期間の保険料を一括支払いすることで、保険期間終了後 5 年以内に損害賠償請求を受けた場合でも、保険金の支払い対象となります。保険期間が終了する以前の行為に起因する訴訟に限ります。	「継続願」を令和 6 年 2 月 22 日(木)までに共助組合へ提出	共助組合から送付する「納付書」により、残期間の保険料を所定の期日までに一括支払い
家庭の安心保険 (東京海上日動火災保険株式会社)		令和 6 年 10 月 1 日まで (注 1)		
グループ保険 長期サポート保険 入院支援制度 三大疾病保障制度 (明治安田生命保険相互会社)	希望により「継続」または「解約(脱退)」 ※手続きがない場合は、「解約(脱退)」となります。「解約返戻金」はありません。 退職月で解約 ※継続できません	令和 6 年 6 月 30 日まで (注 2) 令和 6 年 7 月 1 日以降 退職者継続保障プラン (注 3)		
医療保険[80 歳型] (アクサ生命保険株式会社)	「継続」または「解約」の手続きが必ず必要です。	「継続」の場合…被保険者の保険年齢 80 歳まで(満 79 歳 6 ヶ月を超えてからはじめに到来する(6 月 30 日まで))	「継続願」「医療保険手続方法選択申出書」「生命保険料預金口座振替依頼書」を令和 6 年 2 月 22 日(木)までに共助組合へ提出	口座振替「月払」 ※保険料は在職中と同額
医療保険 [終身型][終身型 II] (アクサ生命保険株式会社)	「継続」または「解約」の手続きが必ず必要です	一生涯		

積立年金保険 (明治安田生命保 険相互会社)	一般コース加入の方は ①年金保険コース ②医療保険コース ③一時金受取から選択(複数選択 可) 個人年金コース 10 年以上加入の 方は、①年金保険コース、③一時 金受取から選択。 なお、10 年未満の加入の方は一時 金受取のみ。	継続不可	選択コースごとに 必要書類を令和 6 年 2 月 22 日 (木) までに共助 組合へ提出	不要 これまでの積立金を各 コースの保険料に充当 ※退職金等の積み増し を希望する場合は、所 定の手続きが必要
都市共済(火災共済)				
(全国都市職員災 害共済会)	現契約は、令和 6 年 6 月 30 日ま で。 7 月以降も契約を希望する場合 は、退職後「退職者組合員」とし て、全国都市職員災害共済会(☎ 0120-753-375)と直接契約できま す。	退職後も生涯にわたっ て継続できます。	契約中の人には、 別途案内を送付、 令和 6 年 1 月 26 日(金)までに共 助組合へ必要書類 を提出	口座振替 毎年 3 月に「年払」

(注 1) 令和 6 年 10 月以降も継続可能です。(50 歳以上の方が対象)

(注 2)

- 令和 6 年 6 月 30 日までのグループ保険・長期サポート保険継続者には配当金が支払われる場合があります。

(再任用職員：令和 6 年 10 月給与、退職者：令和 6 年 11 月下旬に本人の指定口座へ支払予定)

※令和 6 年 6 月 30 日まで継続されない場合は、配当金の支払対象にはなりませんのでご注意ください。

- グループ保険、長期サポート保険は、1 年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金として支払する仕組みとなっています。配当率は支払時期の前年度決算により決定しますので、将来支払う配当金額は現時点では確定していません。

なお、三大疾病保障制度、入院支援制度には配当金はありません。

(注 3) グループ保険・長期サポート保険・入院支援制度・三大疾病保障制度<退職者継続保障プラン>

- 加入資格 退職時、グループ保険に加入しており、6 月末まで継続する組合員本人及び配偶者のみで、加入時(令和 6 年 7 月 1 日現在)に保険年齢 70 歳以下の方。

※退職時に継続手続きをし、加入直前の 6 月 30 日までグループ保険に加入していることが必要です。※長期サポート保険は 80 歳まで継続できます。

- 手続き必要書類

定年退職者の方は、あじさいセミナー60 受講時に配布された書類を令和 6 年 2 月 22 日(木)までに共助組合へ提出してください。

- 保障内容

死亡・高度障害のとき<グループ保険> ※本人(組合員)及び配偶者

死亡・高度障害・公的障害年金 1 級・2 級の認定を受けたとき<長期サポート保険> ※本人(組合員)

- 病気やケガで入院したとき<入院支援制度> ※本人(組合員)及び配偶者

- 三大疾病に罹患したとき<三大疾病保障制度> ※本人(組合員)及び配偶者

- 契約日 7月1日
- 保険料 7月分の保険料から収納代行会社が個人の指定口座より年4回（1回3か月分ごと）自動振替を行います。
  - ※退職者継続保障プランには配当金のお支払いはありません。
  - ※詳細は、令和5年3月募集時のパンフレットをご覧ください。

## 団体扱い一般保険

種類	退職後の取り扱い	切替時期	切替手続き	保険料の支払い
生命保険 (団体扱い)	個人扱い	退職時まで に連絡し、 退職後速や かに切り替 える	加入の保険会社に申し 出る。	口座振替 ※「月払」「半年払」「年払」などから選 択してください。 ※一括払いには割引があります。
損害保険 (団体扱い)	個人扱い 希望により退職者団体 扱い		加入の保険会社・代理 店に申し出る。 ※退職者団体扱いにで きない保険会社もある ためご確認ください。	〔個人扱いの場合〕 契約期間のうち未払分を一括支払いする。 ※次期の契約については保険会社・代理店 にご相談ください。 〔退職者団体扱いの場合〕 口座振替

## 団体扱い保険会社一覧表

【生命保険会社等】		
アクサ生命保険株式会社		0120-568-093 カスタマーサービスセンター
朝日生命保険相互会社		0120-714-532 お客様サービスセンター
アフラック生命保険株式会社(アメリカンファミリー)		
	代理店	0120-215-184 (株) アイビー神戸
		0120-838-210 (株) ニットーファミリー
ジブラルタ生命保険株式会社		0120-372-269 コールセンター
〃	(旧スター契約)	0120-160-414 コールセンター
〃	(旧エジソン契約)	0120-981-088 コールセンター
住友生命保険相互会社		0120-307-506 スミセイコールセンター
大樹生命保険株式会社		0120-318-766 お客様サービスセンター
第一生命保険株式会社		0120-157-157 コンタクトセンター
東京海上日動あんしん生命保険株式会社		0120-560-834 カスタマーセンター
日本生命保険相互会社		0120-201-021 コールセンター
富国生命保険相互会社		0120-259-817 お客さまセンター
プルデンシャル生命保険株式会社		0120-810-740 カスタマーサービスセンター
明治安田生命保険相互会社		0120-662-332 コミュニケーションセンター
かんぼ生命/簡易保険		078-360-9639 かんぼサービス部

【損害保険会社】		
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社		0120-101-101 カスタマーセンター
AIG 損害保険株式会社 (旧 AIU)(旧 富士火災)		0120-016-693 お客様センター
損害保険ジャパン株式会社		078-333-2595 神戸支店法人第一支社
東京海上日動火災保険株式会社		078-333-7241 神戸公務金融課
三井住友海上火災保険株式会社		078-331-8502 神戸支店神戸法人営業課